

会 議 の 名 称	民 生 文 教 委 員 会 協 議 会	開 催 月 日 ・ 令 和 7 年 3 月 21 日 開 会 時 間 ・ 午 前 ・ 午 後 2 時 11 分 閉 会 時 間 ・ 午 前 ・ 午 後 2 時 31 分
出 席 者	豊島 保夫 近藤 伸二 堀 隆和 野口 佳宏 安井 智子 安藤 誠	
欠 席 者		
オブザーバー	副議長 原 一郎	
傍 聴 者	河崎 周平 後藤 徹 藤川 貴雄 花村 隆	
説 明 の た め に 出 席 し た 者	石黒副市長 森教育長 園部市民部長 三輪健幸福祉部長 熊崎子育て・健幸担当部長 不破教育委員会事務局長 高橋学校教育課長 伊藤高齢福祉課長 高田子育て・健幸課長 小森子育て・健幸課長補佐 佐藤保険年金課長 棚橋保険年金課長補佐 中島税務課長補佐 藤井議会事務局長 浅井議会総務課長 堀議会総務課課長補佐 森議会総務課主任	
協 議 事 項	1 付託案件の審査 ○議第 21 号 羽島市適応指導教室条例の一部を改正する条例について ○議第 22 号 羽島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について ○議第 23 号 羽島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について ○議第 24 号 羽島市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について ○議第 25 号 羽島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について ○議第 35 号 令和 6 年度羽島市介護保険特別会計補正予算（第 3 号） 2 その他	

	【委員会開会＝午後 2 時 11 分】
豊島委員長	民生文教委員会を開会いたします。本委員会に付託されました議案については、タブレット端末に格納したとおりであります。すでに説明が終わっておりますので、ただちに質疑に入ります。 その前に委員長からお願いしておきます。委員及び執行部におかれましては、簡潔明瞭な質疑、答弁をお願いいたします。委員におかれましては極力、一問一答で質疑をお願いいたします。 また、執行部におかれましては、発言する前には挙手、マイクを使用し職名を発言の上、委員長の許可を得てから行うようにお願いします。 最初に「議第 21 号 羽島市適応指導教室条例の一部を改正する条例について」を議題とします。質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。
安井委員	議案書 109 ページについて、羽島市適応指導教室の名称を変更し、増設するため、羽島市適応指導教室条例の一部を改正するものであるとお聞きいたしましたけれども、中島中学校に設置した理由をお聞かせください。
学校教育課長	現在、「こだま」、「のぞみ」はそれぞれ中部と北部に位置しており、南部の地域から通室することが困難な家庭もあることを受け、羽島市南部にあり、教室等の配置から中島中学校に設置することとしました。
安井委員	名称は「あさひ」とされましたけれども、場所は中島中学校のどこに設置されますか、具体的にお聞かせください。 また、通室される子供たちへの配慮はされておりますか、お聞かせください。
学校教育課長	増設するサポートルーム「あさひ」は、中島中学校の南舎に位置しており、職員来賓用玄関により入手できる部屋に設置を予定しております。この部屋は、個別対応と簡単な作業ができるエリアに分かれております。 また、通室までに生徒用玄関を通らないことや、通室時間に教育相談員が出迎えるなど、通室に心理的な負担がかからないよう配慮してまいります。
豊島委員長	ほかに質疑はございませんか。

	〔発言する者なし〕
豊島委員長	質疑を終わります。続いて討論を行います。討論のある方はご発言願います。
	〔発言する者なし〕
豊島委員長	討論を終わります。採決を行います。議第 21 号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
豊島委員長	ご異議なしと認め、議第 21 号は原案のとおり可決することに決しました。 次に「議第 22 号」を議題とします。質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。
安井委員	議案書 113 ページについて、第 17 条第 1 項第 2 号の中で、栄養士から栄養士または管理栄養士になった経緯をお聞かせください。
子育て・健幸課長	栄養士法の改正により、従前は管理栄養士の国家試験は、栄養士の免許を受けた者でなければ受けることができなかったところ、改正後においては、管理栄養士養成施設卒業者については栄養士免許の取得が不要となりました。 この改正に伴い、「栄養士」の配置を求めていた規定について、栄養士免許を有さない管理栄養士を配置した場合についても同要件を満たすことができることとされたため、本改正を行うものでございます。
豊島委員長	ほかに質疑のある方はご発言願います。
	〔発言する者なし〕
豊島委員長	質疑を終わります。続いて討論を行います。討論のある方はご発言願います。
	〔発言する者なし〕
豊島委員長	討論を終わります。採決を行います。議第 22 号は原案の

	とおり可決することにご異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
豊島委員長	ご異議なしと認め、議第 22 号は原案のとおり可決することに決しました。 次に「議第 23 号」を議題とします。質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。 〔発言する者なし〕
豊島委員長	質疑を終わります。続いて討論を行います。討論のある方はご発言願います。 〔発言する者なし〕
豊島委員長	討論を終わります。採決を行います。議第 23 号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
豊島委員長	ご異議なしと認め、議第 23 号は原案のとおり可決することに決しました。 次に「議第 24 号」を議題とします。質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。
安藤委員	議案書 125 ページについて、この事業は、国において、令和 8 年度より本格導入される、こども誰でも通園制度の試行期間として始められるそうですが、羽島市ではどこの園が受け入れ可能でしょうか。 また、何名受け入れ可能で、その場合の利用料金はいくらかでしょうか。
子育て・健幸課長	実施事業所及び受入可能数については、現時点で決定しておりませんが、今後、各事業所と、制度に関する情報共有や協議を重ねて、本条例に規定する認可基準に沿った手続を進める中で決定していく予定です。 また、保護者が支払う利用料金は、国の基準に沿って 1 時間当たり 300 円とすることを予定しております。
豊島委員長	ほかに質疑のある方はございませんか。

	〔発言する者なし〕
豊島委員長	質疑を終わります。続いて討論を行います。討論のある方はご発言願います。
	〔発言する者なし〕
豊島委員長	討論を終わります。採決を行います。議第 24 号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
豊島委員長	ご異議なしと認め、議第 24 号は原案のとおり可決することに決しました。 次に「議第 25 号」を議題とします。質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。
	〔発言する者なし〕
豊島委員長	質疑を終わります。続いて討論を行います。討論のある方はご発言願います。
	〔発言する者なし〕
豊島委員長	討論を終わります。採決を行います。議第 25 号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
豊島委員長	ご異議なしと認め、議第 25 号は原案のとおり可決することに決しました。 次に「議第 35 号」を議題といたします。質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。
	〔発言する者なし〕
豊島委員長	質疑を終わります。続いて討論を行います。討論のある方はご発言願います。
	〔発言する者なし〕

豊島委員長	討論を終わります。採決を行います。議第 35 号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
豊島委員長	ご異議なしと認め、議第 35 号は原案のとおり可決することに決しました。 以上で本委員会に付託された案件の審査は終了いたしました。これをもちまして民生文教委員会を終了いたします。なお、委員長報告についてはご一任願います。続いて協議会を開催いたします。 【委員会閉会＝午後 2 時 21 分】 【協議会開会＝午後 2 時 21 分】
豊島委員長	執行部から順次発言をお願いします。
保険年金課長	保険年金課からは、羽島市国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分につきまして、事前にご依頼を申し上げます。 現在、国会におきまして、地方税法等の一部を改正する法律案が審議中でございます。この法案には、令和 7 年 4 月 1 日からの国民健康保険税に関する改正内容も含まれております。したがって、今後の国会審議の状況にもありますが、この法案が可決、公布されましたら、3 月 31 日までに、羽島市国民健康保険税条例の一部改正が必要となり、これを専決処分により改正させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。
税務課長補佐	税務課からも市税条例の改正に係る専決処分につきまして事前に依頼申し上げます。先ほどの保険年金課と同様に、地方税法等の一部を改正する法律案が可決、公布され、3 月 31 日までに羽島市税条例の改正が必要となりました場合には、専決処分により改正させていただきたいと存じますのでよろしくお願い申し上げます。
豊島委員長	概要は把握されていますか。
保険年金課長	把握しておりますが、現在、国会審議中となっております。

豊島委員長	す。 関係者以外の方はご退席いただいて結構です。 〔執行部退席〕
豊島委員長	令和6年度の委員会の調査及び行政視察を行った結果について、議長に報告することとなっております。報告書につきましては、現在作成中でありますので、完成次第、皆さんにご確認を願いたいと思っております。同じく委員会活動についても作成中で、完成次第ご確認を願いたいと思っております。 なお、当委員会として行政視察を行った結果、執行部に提言することは、議長に報告することとなっております。 また、視察項目につきましては兵庫県相生市、香川県坂出市、岡山県玉野市の三つを視察してまいりました。このようなことでまとめさせていただく方向ですが、ご意見がありましたら、ご発言を願います。
近藤委員	病院の関係で意見交換会を開催しました。市民から貴重なご意見をいただきましたが、この後はどのようにしていくのでしょうか。 というのも、色々な意見を出していただいたわけですが、参加者からあれからどうなったのか聞かれたときに、意見交換会で意見を聴いて終わりと言っていいのか、それとも前向きに、羽島市議会として何か行動を起こすのか。 何か行動するなら聞かれたときにそうやって答えられますし、そうでなければあの意見交換会で終わりですよと言うことになりますし。
豊島委員長	参考までに、ほかの委員会はどうですか。
議会総務課員	総務委員会では意見交換会で出た意見を集約した総括シートを作成しました。その中に、出た意見への対応方針を書く欄があるんですが、このように対応してよろしいか、ということを委員長に協議会で諮っていただいて、委員の了承を得て市のホームページに公開いたしました。
議会総務課長	産業建設委員会も同じ流れで、ホームページへの公開はまだしていませんが、現在、各委員に確認していただいて、来週の月曜日に予定されている協議会で諮る予定とな

豊島委員長	っています。 民生文教委員会も、市民から出た意見を事務局に集約してもらっています。そこから何点かピックアップする形ですか。
近藤委員	参加者から出た意見には、提案型のものもありました。それを委員会として何もしないのか、それとも病院に提案できるなら提案するのか。 3つの委員会の中で一番関心があって、多数の方が参加されましたので、その意見をまとめてホームページに公開するということですが、内容については委員会で協議するということをお願いします。
豊島委員長	出た意見をまとめて、最終的には他の委員会と同じように公開するということですのでよろしくお願いします。 ほかにご意見はございますか。 〔発言する者なし〕
豊島委員長	それでは民生文教委員会協議会を終了いたします。本日はご苦労さまでした。 【協議会閉会＝午後 2 時 31 分】